

### 第三章 御前沙汰の残闕

#### 『御前落居記録』・『御前落居奉書』

義教の御前沙汰は、雑訴沙汰とも言われるほどに、多種の訴訟を扱っていることが特徴としてあげられる。義教の政治は、近くは父義満の治世が、遠くは得宗貞時の治世が、義教の目標とする専制政治のモデルになった。彼の初政期に作成されたと見られているのが、『御前落居記録』と『御前落居奉書』である。途中未完のまま今日に至ったこれらの史料が、どこでどのような目的で作られたのか、現在までのところ明確にはなっていない。推測の域を出ないのが現状である。管見の限りにおいて、これら二つの残闕史料の検討を試みたい。

御前沙汰体制における訴訟手続は前時代とは異なり、当事者主義ではない。

当事者主義とは、訴の提起から審議、判決に至るまで一連の手続を当事者（訴訟人）の責任で行なう方式である。幕府が介入しないから証拠文書や先例など、すべて当事者の責任で提出された。したがって、鎌倉幕府においては、法源や記録等の保管はなかったと考えられている。

これに対し、義教期の御前沙汰は、奉行人（当事者の代理）によって進行された。この奉行人衆は右筆方の法曹官僚から構成された有能なエキスパート集団であった。この傾向を職権化、分業化として見ることもできる。また、

これは裁判における制度の変化と捉えることもできよう。

こういつた実状から奉行人は、自分の扱った懸案の評議や結果について記録を残す必要に迫られた。自己の職業にとつて先例の記録は不可欠なものとなつたのである。

これら奉行人が書綴つたものが、日記体の伺事記録や引付史料として、今日伝存しているものである。

ところで、このような個人の記録としてではなく、幕府側（公的）の記録として作成されたと推定されるものが、本稿で問題にしている二つの史料『御前落居記録』・『御前落居奉書』の特色である。

両史料共、同じ時期に（永享一丁永享四年）作成されていることや、銘が「御前落居」と双方に付していることもあつて、一見同じ線上で作成されたかに見えるが、そうではない。各々別の事業の一環として幕府内で作られたものが、この部分だけ伝存したものと考えられる。どちらも、將軍と管領が主導的に動いて作成されていったものであることは確かである。定本は双方共、法制史家宮崎道三郎氏の蒐集によるもので、現在は東京大学法学部に架蔵とある。明治三十年書写の影写本は、東京大学史料編纂所で閲覧できる。

まず形態から記載しなければならない。

『御前落居記録』は、縦二八・三センチ、横二一・三センチで茶表紙が付されている。この茶表紙の上には、御前落居記録と記されている。この体裁は、『御前落居奉書』の場合も同様で、茶表紙が付され、上には御前落居奉書とある。茶表紙の文字は、双方同筆できわめて達筆である。これら茶表紙は、ある時期補修の意味もあつて付され、その時双方に「御前落居」と銘が記載され、そのまま伝存したものと考えられる。補修の時期はわかつていない。『御前落居奉書』は、縦二八・四センチ、横二一・二センチで、特に計測しなければ、両史料共ほぼ同じ位の大きさに見える。

『御前落居記録』の一枚冒頭には「御前落居記録 永享二 十一 九」とある。この日付の意味付けも現在ま

表1 『御前落居記録』中、意見が求められたと推定できるもの

意見者	件数	文中文言
右筆	3	右筆方意見、尋下法例於右筆方、奉行人言上仕也
評定衆	8	評定衆意見區也、評定衆意見、評定衆申意見、評定衆言上
評定衆 + 右筆	2	訪評定衆同奉行人等意見
伝奏	2	万里小路大納言、勸修寺中納言、広橋中納言意見状分明
勘状	1	勘状之趣無参差
三宝院満濟	1	可尋申三宝院
評定衆 + 伝奏	1	伝奏雖被勘申、如評定衆等申者
評定衆 + 納錢方	1	評定衆、納錢方一衆等
計	19	

注 72件中19件（全体の26%に意見具申があった）。

でのところ明らかにはなっていない。永享二年（一四三〇）九月三日から同四年十二月廿五日まで、七十二通の記録が収録され、内十九件に意見具申が認められる（表1参照）。内容は、裁判記録で書き様は同一ではない。

事件の概要・当事者の陳述・判決が記され、件数は少ないが意見が徴されたことも担当奉行人が記録したと考えられ、それに義教が袖判（認印）をした形式になっている。つまり、奉行人の記録を將軍がチェックした形になっている。追い込みで書かれているが一筆ではなく一件毎に筆蹟が異なる。日下署名者が、その日の記録の担当者であり、執筆者と考えられる。

次に内容の概観を二、三記しておきたい。

永享三年九月十四日の記録には、追加補入の十三文字が見られるが、この場合、執筆者・斉藤基貞の裏花押が据えられていること等注目される。つまり、追加補入に対する基貞の責任性を表わす裏花押という意味である。

また、既述、永享二年十一月九日付意見状<sup>2</sup>（右筆方意見状）が採用され裁許されたことが、『御前落居記録』永享二年十二月廿三日条に確認される。

永享三年（一四三一）九月六日条は、斜線で抹消され、奉行人松田秀藤の花押もなく、勿論義教の認印（袖判）もない。おそらく、將軍

不認可になつた分である。

永享三年（一四三一）十二月廿七日条より以後、奉行人花押、將軍袖判が見られなくなり、中斷した様子が窺える。但し、一般的には以下の分も花押がなくても執筆は日下書名の奉行人と推測されているが、私も同じ意見である。

以上の諸点から全体像を考えると、この『御前落居記録』は原本そのものである可能性が高い。また作成の目的を推測すると、右筆方の右筆衆が中心になつて判例集の編纂を試みようとして企画立案され、開始されたものではないだろうか。

その作業状況を推測すると、これは、奉行人によつて個々に書かれた裁判記録（当時は各人が裁判記録を作り保有していた）を綴つたものではない。どこか決まつたある場所で、連々と追い込みで書き継いでいる。無駄のない推敲された文章は、個人で記録した『何事記録』等とはまったく異なる。それは恰も『追加集』が編纂された如く、判例集編纂事業が幕府の業務として行なわれていたのではないだろうか。多分、この判例集には全記録が収録されたわけではなく、管領など主導者の手によつて取捨選択された結果残るべくして残された判例の記録であろうことは十分考えられる。当時の状況を語る一端として、『普広院殿御元服記』が役立つ。

上管領何事、篇目依事繁不及注之、就中記録事、基貞秀藤各以草案持參惣奉行所訖、秀藤之記分神妙也云々、  
事外被甘心了、仍一卷有抑留之上者、不及拘惜也、然間於彼家所持之記録者、可為秀藤所書遣之記録之、後輩  
為存知粗所注置也而已（以下略）（『普広院殿御元服記』正長二年三月廿四日条）

と記されている点が注目される。

右の記述は、義教が同年三月九日に元服したばかりとは思えない日記の内容であり、何事は元服以前からすでに

行なわれていたと確信できる。当時の幕府の姿勢として伺事（御前沙汰）の記録を残そうとする気運があったと推察されるのである。ここにある惣奉行所とは、管領亭に設営されている政府機関であろう。奉行人らは自分で書いた裁判記録（日記）を管領に見せたり、自分でも保管していることが知見される<sup>4</sup>。

前掲元服記の内容は、奉行人らの記録が幕府の公的な記録となるべく吸い上げられていく状況が察知できる貴重な史料と言えよう。（この史料については、一章四節で詳述しているので、ここでは省略する。）

次の法令に注目したい。

一 訴訟人文書事 永享二年八月廿二日

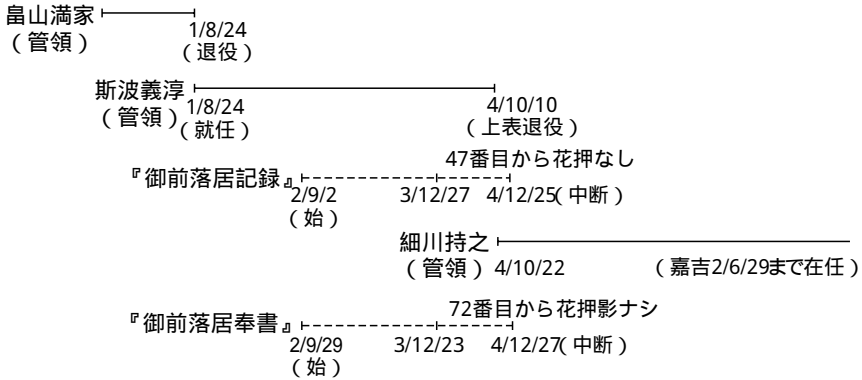
共以載目録、加判形、可令備進矣（室町幕府法）追加法一九七

この法令は、『御前落居記録』・『御前落居奉書』の記述が始まった頃（永享二年）に発布されている。「訴訟人文書」とは、訴状・陳状を指し、それらを目録に記録し、担当者の判形を加え備進することということになる。この法令から、永享二年当時、裁判関係の記録を整理保存する作業が押し進められていたと考えられる。その目的は勿論、先例照合のためで、『武政軌範』の問注所の項からも窺うことができる。文殿が果たしていたような役割が必要とされたことによる事業だったと思う<sup>5</sup>。この編纂事業の中心となつて動いたのは、右筆方奉行人であろうか。

右筆方では、意見書の作成に際し先例は範たるものになる。早く、しかも正確な裁判の実行がスローガンであるなら、判例集の編纂は急がねばならなかった。義教嗣立の頃の山積した訴訟問題に対処する幕府にとつて、多岐にわたる取扱案件の拡大化を克服する策の一つとして、判例集は必要とされた。右筆方奉行人の登用により、訴訟の「部分」に関与すればよいというシステム（分業・職権主義）になった時、かつて、古代法制の書として『法曹至要抄』<sup>6</sup>があり、鎌倉時代初期には『裁判至要抄』<sup>7</sup>があつた如く、室町幕府足利政権における法制の書が必要と

図1 『御前落居記録』・『御前落居奉書』と管領在任期

1429年 9/5 1430年 1431年 1432年 1433年 1434年 1435年 1436年  
 (正長2年)改元 (永享2年) (永享3年) (永享4年) (永享5年) (永享6年) (永享7年) (永享8年)  
 (永享)



なり、編纂事業が始まったと考える。それは規模（模範）の書となるべきものであったから、事業の第一段階として、担当の奉行（御前奉行）によって何事記録が「まとめ書き」された。この業務は右筆方で行なわれたと推定されるが、「まとめ書き」がある程度溜まった段階で、おそらく公人奉行（松田満秀）によって管領・將軍に披露され、「可」と義教が判断した時に袖判が据えられたのではないだろうか。その第一回目の日が冒頭の日付「永享二 十一 九」であろう。（勿論、この冊に限ってその第一回目という意味である。）「不可」の場合は、既述、永享三年九月六日条の如くになったと考えられる。

しかし、前述した通りこの事業は中断されている。その理由は管領の上表問題であろう。管領斯波義淳は以前から上表を申出していたのだが、『満濟准后日記』永享三年九月十一日条によると、「管領此門跡へ上表事申懸間、賦以下止之」とあり、賦の発給を停止したことがわかる。次いで、同年十二月廿七日以後、『御前落居記録』中に義教袖判や奉行人花押が見られなくなり、この事業が頓挫したことを感じさせる。以後、同じ状態が永享四年十二月廿五日まで続き、そこで途切れているのである（図1参照）。

斯波義淳は同年十月十日管領職を退いている。義教の御前沙汰体制への痛烈な批判表示ととれる。元々、何事の場合には管領は不在

であつたから御前沙汰は続行したと思うが、管領が斯波義淳から細川持之に交替して、事務処理の面が上手くゆかなくなつたのだろうか。再開の様子は綴られていない。

この種の記録は、これより以前から、当然存在したと考えられるが今に伝わらない。

次に『御前落居奉書』について考えてみたい。原題は「奉書」とある。やはり、冒頭には「永享二十二年三月三日」の日付が付されている。

永享二年九月廿九日より、同四年十二月廿七日まで一一八本の奉書を収録している。同様に管領斯波義淳の頃に作成されたものである。

この史料の本文筆蹟は、原筆蹟を摸してはいるが花押を含め同一人の手になる写本であるとみられているが私も同じ意見である。様式は、奉行人奉書の袖に義教が花押を据え認可した形になっている。

当時、実際にはこのような様式の奉書は発給されてはいない。それ故にこの史料は控文書の綴りと思われる。定期的にみて、先引の『御前落居記録』と同じ頃の作成なので、訴訟内容について、双方を照合してみたが、わずかに照応するものはあつたが、大方は一致しない。故に先引史料の御前落居したものに對して発給された奉書の控というわけではない。まったく別々のものである。

両史料が一致しないのも当然である。この史料は、『御前落居記録』とは、異なる事業の片鱗に過ぎないと確信できるからである。まず、取り扱っている内容に注目すると、先引史料と同様、多様な業種への裁許文書が、連々と書き綴られている。

所務相論・金銭貸借・安堵・補任などが取扱われている。又、施行状・軍勢催促状まで含まれている。奉書だけではなく下知状もある。争論の当事者も武家だけではなく、公家や寺社関係も多い。最も注目すべきことは、金融業者ともいうべき五山関係者・山僧・土倉等が、訴訟の一方当事者として見えることである。紛争の処理の仕方を

見ると、幕府は五山保護の立場をとり、禪院に有利な判決を下している。さらにその他の多くの五山領が守護役など免除され、保護を受けていることが看取される。この時期の幕府にとっての緊急懸案は何であったのかを示しているような内容になっている。

ところで、このように控文書を追い込みで書継ぐ方式、発給文書の控を手許に残すという考え方、このような手法を当時の伝奏等も行なっている様子が窺われるのである。

『建内記』によると、伝奏奉書を書き継いだと思われる草子(控)が存在したことがわかる。

「奉書案入見参、(次カ)写御草子、袖可被載置御判也」、『建内記』永享二年十二月十日条)

「昨日奉書案、草子袖御判今日可被載之由有仰、仍付立阿弥申入之、被聞食了、次退出、次入御女中云々」(右(裏松室)同書、永享二年十一月十一日条)

右の記述から義教は、伝奏奉書の草子にも袖判を据えていたことが判明する。伝奏奉書の規模たるものが必要とされ義教の事業の一つとして行なわれていたのかもしれない。この草子は伝奏が保管したと考えられるが、幕府側の奉書案等は右筆方に保管されたと推定される。

さて、この『御前落居奉書』を検討してみると、合理的に、且つ急いで書かれているように感じられる。

例えば永享二年十二月廿三日条には「四通被成之」とある。永享三年七月十一日「巷万部御経御料所同国同庄事」の貞連・秀藤の連署奉書では、十三通「以上此所々文章同前」として記載が省略された形になっている。他にも「文章同前」とするものが十二通、宛名のみ記された形になっている。また、必ずしもすべてが日付順に記入されているわけではない。このような記載の仕方は、まさに控簿で、別に正式な奉書が発給されていることは明らかである。事実、先引の永享二年十二月廿三日「伊勢国鈴鹿路事」に対応する奉書が実際に発給されていることが、



太田順三によつて『山中文書』中に確認されている<sup>10</sup>。それには花押影がないと記されている。「花押影がない」ということは、『山中文書』収録の奉書は通常の形式をとっているものと解釈される。

『御前落居奉書』収録の奉書内容について、少々紹介すると次のようになる。

次に示す同史料(『御前落居奉書』)中に収録されている永享三年(一四三一)十月十日、「室町幕府奉行人連署奉書」は、義教の専制君主ぶりが窺われる面白い史料である。

(花押影)

海老名駿河入道了元与大館駿河入道常安相論丹後国賀悦庄内近重名事、

止領家之妨、如元所被返付也、早可被沙汰付下地於了元之由、被仰出訟、仍執達如件

永享三

十月十日

秀藤(松田)

貞清(松田对馬守貞清)

守護代

此相論事、就訴陳、召調守護代<sup>延永</sup>、注進可伺申之處、不可及糺決、可被付海老名、早可成奉書之由、

今日、以飯尾大和守被仰下也

この相論の担当奉行人は、松田秀藤と松田对馬守貞清であるが、注記(奥書)を読むと、これより以前に義教に

披露され再審を命じられていたようである。通常なら担当奉行の伺事の結番日に判決が下される筈である。ところが早々に義教より「仰下」があつたことが推察される。「今日<sup>(讀)</sup>、以飯尾大和守」とあるから、貞連を介して、秀藤、貞清の両奉行に伝えられたことがわかる。飯尾貞連は、この時期政所執事代の任にあつた人物である。要するに、義教の判決は担当奉行の結番日を待たずに、即刻伝達され判決の奉書が下されたことを示している。有力な仲介者の口入があると、式日に関係なく、当番日にも関係なく落居された。これを決裁の迅速化と見るか、將軍専制と見るか、後者と思えるのである。

さて、次にこの『御前落居奉書』が、どのような状況の下で、何の目的のために作成されたものかを考えなければならぬ。既述の『普広院殿御元服記』正長二年(一四二九)四月十五日条に注目すべき記載がある。そこには「御判始、御吉書事、去年御沙汰之上者、只雑訴大方落居<sup>スル</sup>物仁被成御判也」とあつて、ここに『御前落居奉書』がどのようなものの集合体なのか解く鍵がある。

右の記載によると、去年、つまり、御判始の儀(元服の儀)以前に、義教は雑訴沙汰を行なつていたということになる。訴訟実務が大略落居しているものに御判をされたということをやっているのである。ここでいう「御判」は、『御前落居奉書』中にみえる義教花押のことである。

ということとは、これ以後も、雑訴の処理が引き続き行なわれ、その内のこの部分、未完の一冊だけが残り伝存したということになる。

それは、先引の『御前落居記録』と同様、突然中断したため、却つて保管され、今日に伝えられたと考えられる。抑々、新將軍義教には、裁判の興行が期待された。そこで特別訴訟手續<sup>ニ</sup>、あるいは上裁の版図の中で、將軍・管領・奉行人らによつて、訴訟処理が行なわれたと思われる。(元服以前から処理をしていたという点が重要なのであるが)そこまで、訴訟の興行が求められ、急がれた理由は何だつたのだろうか。

確かに義教初政の頃は、山積した訴訟問題を片付けていく大事業があつたことはわかっている。特に寺社領の興

行（義持時代の秕政匡正）に腐心していた義教が問題打開策として訴訟の迅速化を断行していったと思われる。その裁許文書（判決奉書）が綴られたものが『御前落居奉書』であるという論も十分成り立つ。また、この史料がそつくり『室町家御内書案』<sup>12</sup>に、「寺社領文書永享年中」として収録されていることから、当時の人々が、寺社領の興行（御徳政）として受けとめていたことも察せられる<sup>13</sup>。

しかし、本当のところ、義教は所領や訴訟の興行といった撫民思想の側面だけで（上裁の版図を拡大化してまで）、裁判を迅速に処理したかったのだろうか。もっと別に重要な理由（義教にとっての利点）があったからこそ、元服以前から御沙汰の業務を実施していたのではないだろうか。

義教にとって、もう一つめざすものがあつたとすれば、それは、幕府財政（將軍家も含む）の増収を計りたかつたにちがいない。

第一章で既に少述しているが、義教が將軍就任の頃は、一般の寺社領が衰退していったのに対し、五山禅宗寺院の莊園は増大する一方であつた。また禅僧（東班衆）の経済活動の能力には特筆すべきものがあつたそのような中で、公家層からの反発もあつたとみえ、新將軍は、最初は抑制する意向を示すのである<sup>14</sup>。しかし結局、幕府財政が禅院の経済力に依存していたため、保護政策をとるようになる。

このような方針、つまり一方の当事者が五山関係者である場合には、その保護のために有利な判決を下す、敗訴の場合には替地を用意する、といった様相が窺える。『御前落居奉書』中にも、永享二年閏十一月十九日南禅寺領宮保に加担した奉行入連署奉書が収録されている。

また、金融活動で富を得ている土倉・納錢方一衆・公家御倉物井・山門関係（山僧）なども史料中に確認される。このような史料内容から、何が読み取れるか、幕府財政が、土倉役や五山禅院からの収入を期待していたことが歴然として見える。

以上の状況判断から、裁判の迅速化は、当事者のみならず、幕府経済のためでもあつたと考えられるのである。

新將軍は、公私にわたる経費の増大を賄うために財政収入を計る必要に迫られた。それは將軍家の公家化や、朝廷側の財政支出の肩代り等が主たる理由になる。

『御前落居記録』永享三年十二月廿七日条に見える土倉本主祐言と蔵(倉)預円憲の相論は、祐言の主張が全面的に認められている。

土倉本主とは土倉を倉預に預け(直接経営は倉預が行なう)、納物(土倉の運営資金)を倉預に預ける土倉本来の所有者のことである。ここで言う納物とは金融を営むために必要な資金を指していると思うが、それについて、「於納物、或成寺領、或分親類、以其利平分之(略)」とあり、背後に寺院や親類からの出資があったことも窺える。

また、永享二年九月三十日「諸土倉沙汰等事」<sup>15)</sup>の法令から、当時の土倉経営の一端も知ることができる。幕府側にとって土倉役は掛け替えのない財源の一つであった。

以上、二つの史料を検討した結果、『御前落居記録』は、判例集編纂事業が途中で断絶したものであり、『御前落居奉書』は、義教の所領興行・裁判興行の上裁における判決控簿であると推定した。また、この事業は、義教元服以前から始められていたことは前述した通りである。

これら二つの史料残闕は、義教の御前沙汰が確かに実施されていたことを示すものであり、義教政権が義持の時代とは異なっていたことを如実に伝え、専制君主義教の存在を今に伝える証となったのである。

管領斯波義淳の上表問題で、各々の事業は頓座した。そのためにこれら二つの史料は途中半端な形で中断され保管され、そのまま今日に至ったと推測される。途中半端に中断していたため、再開を期して保管され続け、却って残ったとも言えるだろう。同じ頃、同様にして作られたと思う他の冊子は散逸し今は失われてしまったものと考えられる。

表2 「評定始」・「御前沙汰始」・「御前沙汰」がみえるもの抄（参考）

管領	日付	将軍	事項	出典その他
斯波義将	貞治 7(1364) .1. 28 明德 2(1391) .1. 11	2代義詮 3代義満	御評定始 評定始	「花営三代記」 「御評定着座次第」
細川頼元	同 2 4 20 同 同 2 5 6	4代義持	評定開催(細川頼元管領就任式) 御前沙汰(細川頼元<常久>入場) (人数・着座次第は評定始と同じ) 御前沙汰始	同 同 (1392) (明德3 3 3 細川頼之没)
畠山基国	応永 7(1400) .1. 11 応永 8(1401) .1. 11 (2 .17 式日) 同 8 2 .17 同 9(1402) 2 .17 同 10(1403) 2 .17		評定始 評定始(於義持御所、式日に行う) 義満御前沙汰(於北山第) 同 同	応永 7 2 .18 義満受戒 「吉田家日次記」 7 - 5 2月17日式日となる 「吉田家日次記」同日条 「大日本史料 7 - 5」 421頁 同
斯波義重 (義教)	[ 応永 12(1405) 7 25 ] 同 12 8 25 同 12 8 28		評定始 御前沙汰(義満於北山第)	管領就任「執事補任次第」 「教言御記」 同
畠山満家	応永 30(1423) .1. 11 正長元(1428) 4 .11 同元 4 .14 同 2 .1. 11 同 2 2 .17 同 2 2 24	3月に義 量に讓位 不在(義宣)	御評定始 御評定始、御判始(代替り) 御沙汰始 評定始 御前御沙汰始 御前御沙汰	「満濟」 「法制史料集」 199頁 「満濟」 「花営三代記」 同 「普光院殿御元服記」 同 「普光院殿御元服記」
斯波義淳	永享 2(1430) 2 .17 同 3 .12 .19(力) 同 4 2 .17	6代義教	武家御沙汰始 御前御沙汰始、御的始 将軍御沙汰始	3月15日将軍宣下、改名義教 「建内記」 「満濟」
細川持之	同 5 2 .17 同 12 2 .17 嘉吉 2(1442) 2 .17	不在	御沙汰始被行之如常 今日室町殿御沙汰始、毎年之儀也 武家御沙汰始云々	同 「建内記」 「管見記」
畠山持国	同 2 8 28 同 3 2 .17 同 3 3 .11 同 3 .12 .19 文安元(1444) 2 .13 同 2 2	不在(義勝 11 .17 ~ ) 7代義勝 (7 21 没) 不在	御前沙汰始 武家御沙汰、式之御沙汰 御代始御評定、御前沙汰被行之、 武家御前御沙汰始(毎年二月十七日也)	「康富記」 「建内記」 「斎藤基恒日記」 「康富記」 「建内記」(「鹿苑院殿御代二 月十三日連々」とあり) 「斎藤基恒日記」
細川勝元	同 3 2 同 4 2		御前御沙汰 御前御沙汰始	同 同